報道資料

令和元年６月２８日
田布施町役場税務課

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

固定資産の所有者が死亡し、相続登記未了の場合には、相続人代表者の個人の資産と死亡者の資産を分けて課税する必要があったものを、相続人代表者の個人の資産と合算して課税していたものがあることが判明しました。
詳細は、本日、議員全員協議会でご報告いたしました。
関係者並びに町民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、解消に向けて取り組んでまいります。
なお、概要等は以下のとおりです。

１　課税誤りの件数・影響金額等　（令和元年６月２７日現在）
現在、判明している課税誤りは１８件で、その影響額は平成３０年度分の固定資産税と都市計画税の合計で２８，３００円です。本町としましては、早急に相続調査等を適正に行い、還付等の手続きを行ってまいります。

２　今後の対応について
課税誤りの判明後、窓口での届出様式等の見直しを行い、新たな課税誤りが発生しないよう対応をとっておりますが、今後、体制を整備し、こうした課税誤りの調査を引き続き行い、還付等を含め、解消に向けて適正に対応してまいります。

（お断り）
地方税法第２２条（秘密漏えいに関する罪）及び地方公務員法第３４条（秘密を守る義務）の守秘義務により、納税義務者等の特定につながる情報についてはお答えできないことを予めご了承ください。

担当：税務課資産税係
ＴＥＬ：0820-52-5804
ＦＡＸ：0820-52-5967
E-mail：shisanzei@town.tabuse.yamaguchi.jp